

# 「本人通知制度登録受付中！」

## ①本人通知制度とは何ですか？

宇佐市では、本人の申請により本人通知制度の事前登録を行っています。  
この制度は、本人の代理人や第三者に住民票や戸籍の謄本や抄本を交付したとき、本人へ通知することにより、不正請求の早期発見など、不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的としています。

宇佐市に住民登録されている方、宇佐市に本籍を有する方であれば、この制度をご利用できますが、事前登録(無料)が必要です。

手続き窓口は、市役所市民課、各支所市民サービス課、各出張所。詳細については、下記にお問い合わせ下さい。

☆宇佐市役所 市民課市民係 ☎0978-27-8125

## ②登録した方に通知を致します。

本人等以外の方からの請求により住民票の写しや戸籍の謄抄本を交付した場合、登録されている方へ通知を致します。

### ☆本人通知の対象となる書類

- 住民票の写し      ○住民票記載事項証明書
- 全部事項証明書(戸籍本謄)または個人事項証明書(戸籍抄本)
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍記載事項証明書、戸籍一部事項証明書

### ☆本人に通知される内容

- 交付された日
- 交付請求の種別(代理人・代理人以外の別)
- 交付した証明書の種類(住民票の写し、戸籍謄本等の別)
- 交付枚数
- ※ 請求者の個人を特定する情報(住所・氏名等)は記載されません。

### ③登録に必要なものは？

- ①宇佐市本人通知制度事前登録申込書  
○窓口にあります、ホームページからもダウンロードができます。
- ②窓口に来られる方の本人確認書類  
○マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等を提示していただきます。
- ③代理人(登録を希望する人から委任を受けた方)の場合は、その委任状。

### ④有効期限はあるの？

一度申込みをすると登録廃止の届出をするまで永久に登録されます。  
しかし、市内外の転居・転籍などにより登録をした内容(住所・氏名・本籍地)に変更が生じた場合は、無効となりますので再届出が必要です。  
※変更の届出がない場合は、通知が出来ませんのでご了承下さい。

### ⑤なぜ、本人以外が請求できるの？

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、正当な理由があれば「第三者」でも請求することができると「住民基本台帳法」や「戸籍法」で定められています。

「第三者」とは、

- ◎代理人:本人や戸籍に記載されている人から委任状により依頼を受けた方
- ◎代理人以外
  - 自己の権利の行使又は自己の義務を履行するために住民票等を確認する必要がある方や正当な理由がある方(生命保険の満期支払、債権者等)
  - 八士業(依頼者から受任した事件又は事務を遂行するために、職務上必要な請求が出来る。)

### ☆用語の説明

- ◎本人等:本人とその家族等をいいます。
  - 住民票関係では、本人・本人と同一世帯の方をいいます。
  - 戸籍関係では、本人・配偶者・同じ戸籍に記載されている方または直系の尊属若しくは卑属
- ◎八士業:弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士をいいます。

## ⑥通知内容について詳しく知りたい。

通知された内容について、詳しく知りたい場合は、宇佐市個人情報保護条例に基づく情報開示請求が出来ます。

※請求者の個人を特定する情報(住所・氏名等)は開示されません。

(請求者が法人や八土業の場合は、その代表者氏名等を開示します。)

## ⑦なぜこの制度を作ったのですか？

近年、戸籍謄本や住民票を不正に取得するなど、個人情報の漏えいが多発しており、どうすれば不正取得の防止や差別身元調査が根絶できるかが問われています。

平成23年に、プライム総合法律事務所の元弁護士・司法書士・行政書士による1万件以上に及ぶ戸籍謄本等の不正取得事件が発生しました。裁判の中でこの経営者は、「依頼の8割から9割は結婚相手と浮気の調査依頼」と証言しています。

この事件は、個人情報の売買の問題だけでなく、不正に取得された戸籍謄本が差別を目的として身元調査に使われた可能性があることもまた大きな問題となっています。

また、平成24年7月、鹿児島県警は戸籍法違反で鹿児島市のS容疑者と東京都の男性を逮捕し、薩摩川内市の行政書士を行政書士法違反で書類送検しました。逮捕のきっかけとなったのは、埼玉県桶川市の本人通知登録制度でした。

事前登録していた桶川市の被害者は、市からの通知を受けて情報開示請求を行い、個人情報不正に取られたと判断して、鹿児島県警に被害届を出しました。

その後、鹿児島県警は捜査に乗り出し、不正取得の事実を突き止めて逮捕に至りました。

これらの事件で、戸籍謄本をとられた被害者は、その事実を知ることもなく、さらに何らかの被害にあっているかもしれません。そのような被害を予防するため、宇佐市では、平成25年度からこの制度を始めています。